

しょうゆについての取扱業者の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項の規定及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行うしょうゆについての取扱業者及び外国取扱業者の認証の技術的基準について規定する。

2 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準

2.1 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設

2.1.1 製造施設

2.1.1.1 作業場

次の条件に適合していなければならない。

- a) 作業に支障のない広さ及び明るさであること。
- b) 調整から瓶詰（缶詰、樽詰等を含む。）に至るまでの作業を行う場所は、ちり等の落下を防止できる構造であり、かつ、窓、出入口その他開放する箇所は、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。
- c) 床面は、平らに仕上げてあり、かつ、清掃しやすいものであること。ただし、水を使用する作業を行う床面については、耐水性材料を用いて平らに仕上げてあり、かつ、排水が良好に行える構造であること。
- d) 清浄な水を十分に供給することができる給水設備があること。
- e) 場内に排水だめがないこと。
- f) 生揚げを製造する場合にあっては、こうじ盛込場は、清浄を保持できる構造でなければならない。

2.1.1.2 こうじ室（生揚げを製造する場合に限る。）

製麴が十分に行えるように温度、湿度、換気等の調節が行える構造でなければならない。

2.1.1.3 もろみ貯蔵庫（生揚げを製造する場合に限る。）

もろみの発酵、熟成が十分に行える構造でなければならない。

2.1.1.4 機械器具

均衡した能力を有し、かつ、連続した生産が可能な機械器具でなければならない。

2.1.2 保管施設

原材料、添加物、資材及び製品の品質を良好に保持できる適当な広さの施設でなければならない。

2.1.3 品質管理施設

2.2.2 の内部規程に従い品質管理〔外注管理（製造、検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。〕を行うために必要な機械器具を備えている施設でなければならない。

2.1.4 格付のための施設

次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設でなければならない。ただし、a)～g)にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、c)にあってはこいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ及びさいしこみしょうゆの標準を製造する場合、e)にあっては無塩可溶性固形分を電位差滴定装置を用いて測定しない場合を除く。

- a) 標準色セット
- b) ケルダール窒素定量装置又は燃焼法全窒素測定装置
- c) 糖用屈折計
- d) 天びん（全窒素分を測定する試料を質量ではかりとる場合にあっては感量が0.1 mg以下のもの、全窒素分を燃焼法全窒素測定装置を用いて測定し、かつ、試料の採取量を40 mg以上100 mg未満とする場合にあっては感量が0.01 mg以下のもの）
- e) 電位差滴定装置
- f) ガラス器具
- g) 雑器具

2.2 品質管理の実施方法

2.2.1 2.3.2に規定する品質管理責任者に、次の職務を行わせていなければならない。

- a) 品質管理に関する計画の立案及び推進
- b) 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括
- c) 従業員に対する品質管理に関する教育訓練の推進
- d) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

2.2.2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、b)についてはしょうゆ製麴用加工小麦を用いない場合及び生揚げを製造する場合、c)～e)については生揚げを製造する場合、f)については調合を行う場合、g)については生揚げの火入を行う場合、h)については殺菌又は除菌を行う場合、p)については業務用の製品以外のものを製造する場合に限る。

- a) 原材料及び添加物の品質に関する事項
- b) 小麦の処理に関する事項
- c) 大豆の処理に関する事項
- d) 製麴に関する事項
- e) もろみの発酵熟成に関する事項
- f) 調合に関する事項
- g) 生揚げの火入に関する事項
- h) 殺菌又は除菌に関する事項
- i) 製品の品質（異物の混入がないことを含む。）に関する事項
- j) 製造及び品質管理の機械器具の管理に関する事項
- k) 工程において発生した不良品及び異常についての処置に関する事項
- l) 苦情処理に関する事項
- m) 品質管理記録の作成及び保存に関する事項
- n) 品質管理の実施状況についての内部監査に関する事項
- o) 品質管理の実施状況についての認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- p) 添加物に係る情報伝達に関する事項
- q) 施設等の清掃、排水及び廃棄物の処理に関する事項
- r) 従業員の健康管理、服装等及び手洗いにに関する事項
- s) 防虫及び防鼠に関する事項

2.2.3 内部規程に基づいて品質管理を適切に行い、その記録を作成及び保存していなければならない。

2.2.4 品質管理の結果、製品の品質が安定していなければならない。

2.2.5 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていなければならない。

2.3 品質管理を担当する者の資格及び人数

2.3.1 品質管理担当者

品質管理担当者として、次のいずれかに該当する者が二人以上置かれていなければならない。

- a) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学で食品の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、発酵食品の製造又は試験研究に 1 年以上従事した経験を有するもの。
- b) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、発酵食品の製造又は試験研究に 3 年以上従事した経験を有するもの。
- c) 発酵食品の製造又は試験研究に 5 年以上従事した経験を有する者。

2.3.2 品質管理責任者

品質管理責任者として、品質管理担当者の中から、認証機関が指定する講習会（以下“講習会”という。）においてしょうゆに係る品質管理に関する課程を修了した者が一人選任されていなければならない。

2.4 格付の組織及び実施方法

2.4.1 格付の組織

格付を行う部門が、製造部門及び営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有していなければならない。

2.4.2 格付の実施方法

2.4.2.1 次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、**b)**及び**e)**については、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

- a) 試料の抽出に関する事項
- b) 試料の検査に関する事項
- c) 格付の表示に関する事項
- d) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- e) 格付のための機械器具の管理に関する事項
- f) 格付記録の作成及び保存に関する事項
- g) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項
- h) 格付の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

2.4.2.2 **2.5.1 a)**又は**b)**のいずれかに該当する者であって、認証機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものを置かず、試料の検査を第三者に委託する場合にあつては、しょうゆの試料の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、構成員又は職員の構成が試料の検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）と委託契約を締結し、格付のための試料の検査を行わせ、かつ、当該試料の検査の結果に基づき格付を行わなければならない。

2.4.2.3 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められなければならない。

2.5 格付を担当する者の資格及び人数

2.5.1 格付検査担当者

格付検査担当者として、次のいずれかに該当する者であって、認証機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが一人以上置かれていなければならない。

- a) 学校教育法による大学で食品の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、食品の検査又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの。
- b) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の検査又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの。

2.5.2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、**2.3.2**に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了した者が一人以上選任されていなければならない。ただし、製造の一部（充填工程及び包装工程に限る。）を外部の者に委託する場合であって、委託先の工場又は事業所において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、委託先の工場又は事業所に格付責任者を補佐する者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了したものが一人以上置かれていなければならない。

2.5.3 格付担当者

格付のための試料の検査を自ら行わない場合にあつては、格付検査担当者及び格付責任者に代えて、格付担当者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であつて、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了したものが一人以上置かれていなければならない。ただし、製造の一部（充填工程及び包装工程に限る。）を外部の者に委託する場合であつて、委託先の工場又は事業所において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、委託先の工場又は事業所に格付担当者を補佐する者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であつて、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了したものが一人以上置かれていなければならない。

3 製造業者以外の取扱業者（外国取扱業者を含む。）の認証の技術的基準

3.1 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設

2.1に規定する基準に適合していなければならない。

3.2 品質管理の実施方法

3.2.1 **3.3.2**に規定する品質管理責任者に、非製造業者の認証に係る工場又は事業所（以下“工場等”という。）における**2.2.1**に規定する職務を行わせていなければならない。

3.2.2 工場等において、その責任者に、**2.2.2～2.2.5**に規定する職務を行わせていなければならない。

3.2.3 次の事項について、工場等の管理の実施方法に関する規程（以下“管理規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

- a) 製造又は加工、保管及び品質管理のための施設が**2.1**に規定する基準に適合していることの確認に関する事項
- b) 内部規程の整備及び定期的な見直しが行われていることの確認に関する事項
- c) 品質管理担当者を工場等の従業員から指名する場合の品質管理担当者の監督に関する事項
- d) 格付のための試料の検査を自ら行わない場合であつて、格付担当者を補佐する者を工場等に置く場合の当該者の監督に関する事項
- e) その他工場等の管理に必要な事項

3.2.4 管理規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、非製造業者の管理部門の従業員に十分周知することとし

ていなければならない。

3.3 品質管理を担当する者の資格及び人数

3.3.1 品質管理担当者

品質管理担当者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者が工場等に二人以上置かれていなければならない。この場合において、品質管理担当者は、工場等の従業員から指名することができるものとする。

3.3.2 品質管理責任者

品質管理責任者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会においてしょうゆに係る品質管理に関する課程を修了したものが非製造業者に一人置かれていなければならない。

3.4 格付の組織及び実施方法

2.4に規定する基準に適合していなければならない。

3.5 格付を担当する者の資格及び人数

3.5.1 格付検査担当者

格付検査担当者として、**2.5.1 a)**又は **b)**のいずれかに該当する者であって、認証機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが非製造業者に一人以上置かれていなければならない。

3.5.2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、**3.3.2**に規定する品質管理責任者以外の者の中から、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了した者が一人以上選任されていなければならない。ただし、工場等において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、工場等に格付責任者を補佐する者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了したものが一人以上置かれていなければならない。

3.5.3 格付担当者

格付のための試料の検査を自ら行わない場合にあっては、格付検査担当者及び格付責任者に代えて、格付担当者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了したものが非製造業者に一人以上置かれていなければならない。ただし、工場等において格付の一部（試料の抽出等）を行う必要があると認められるときは、工場等に格付担当者を補佐する者として、**2.3.1 a)～c)**のいずれかに該当する者であって、講習会においてしょうゆの格付に関する課程を修了したものが一人以上置かれていなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成 12 年 10 月 19 日農林水産省告示第 1313 号
改 正 平成 13 年 12 月 28 日農林水産省告示第 1682 号
改 正 平成 16 年 11 月 5 日農林水産省告示第 1999 号
改 正 平成 18 年 2 月 22 日農林水産省告示第 186 号
改 正 平成 21 年 8 月 31 日農林水産省告示第 1220 号
改 正 平成 26 年 8 月 29 日農林水産省告示第 1143 号
改 正 平成 27 年 3 月 27 日農林水産省告示第 714 号
改 正 平成 27 年 5 月 28 日農林水産省告示第 1387 号
改 正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 687 号
最終改正 令和 元年 12 月 9 日農林水産省告示第 1551 号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和元年 12 月 9 日農林水産省告示第 1551 号

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にしょうゆについての認証事業者（日本農林規格等に関する法律施行規則第 46 条第 1 項第 1 号ニ(1)に規定する認証事業者をいう。）であるものの認証の技術的基準については、この告示による改正後のしょうゆについての取扱業者の認証の技術的基準の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。